

# 清末四川省におけるアヘンの商品生産

新村 容子

## 目次

はじめに

第一章 中国市場における四川アヘン

第二章 四川省におけるアヘンの商品生産

第一節 四川省の農業立地条件とアヘン生産

第二節 農民の貨幣獲得要求とアヘンの商品生産

第三節 新たな再生産の諸条件

おわりに

## はじめに

本稿は、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、四川省に広範に展開したアヘンの商品生産の歴史的意義を、清末四川省の地主制の質的な変化との関連において、あきらかにしようとするものである。

清末四川省の地主制の研究史上、先駆的に問題を提起した論文は、久保田文次「清末四川の大佃戸<sup>(1)</sup>」であった。

清末四川省におけるアヘンの商品生産 新村

第六十卷 四一三

久保田氏は、同論文において、一八世紀後半以降の四川省における押租慣行の成立・普及を考察し、更に、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、この押租慣行の普及を前提として全省的規模で出現した「大佃戸」について考察された。

久保田氏は、押租慣行の一般的成立と、それに続く「大佃戸」の出現の基礎には、いずれの場合にも、直接生産者農民における商品生産の一定の発展があったことを強調される。即ち、押租慣行は、小農民の側に、商品生産に従事することによる貨幣取得と、これにもとづく剰余の増大の可能性とが見られた時、かかる商品生産の発展に自己の収奪を適応させようとする地主層の反動として成立し、更に、「大佃戸」は、小農民経営における商品生産の発展と、農民層の一定程度の分解とのなから、富農的発展を遂げて成立したものと評価された。

久保田氏は、この「大佃戸」に、結果的には寄生地主に帰着するような商人・高利貸的性格の側面を見出されながらも、他方、幾つかの実例にもとづいて、その生産者としての富農経営的側面に着目される。即ち、「大佃戸」の具体的事例六例のうち三例は、それぞれ、桐油生産、紡綿、養蚕に従事していたことを指摘し、これを論拠として、彼らが「大佃戸」化する基礎には、商品生産者としての富農的発展があった、とされるのである。

ところで、久保田氏は必ずしも言及されていないが、「大佃戸」が出現してくる時期に、四川省の直接生産者農民が手がけていた商品生産の最も顕著かつ主要な形態は、罌粟栽培Ⅱアヘン生産であった。したがって、「大佃戸」の出現の歴史的前提として分析すべき商品生産は、何よりもまず罌粟栽培Ⅱアヘン生産でなければならぬと思われる。

## 第一章 中国市場における四川アヘン

イギリスは、一八五八年の第二次アヘン戦争における勝利によって、インドアヘンの貿易の中国における合法化を獲得したが、中国市場には、当時すでに、インドアヘンの貿易を終焉に赴かしめる要因が胚胎していた。即ち、天津条約（一八五八）にもとづき新たに開港されることになった諸港についてのイギリス側による市場調査報告は、早くも一八六一年の時点で、漢口市場に大量の安価な四川産・湖北産のアヘンが販売されていること、天津市場においては山西産のアヘンがその価格の安さによってインドアヘンに対抗していることを、指摘しているのである。<sup>(3)</sup>

以後、一八八五年頃までに、各開港場のイギリス領事の報告、或いは海関の貿易報告に登場する中国産アヘンの価格は表1の如くである。牛荘には滿州・モンゴルのアヘンが、天津・芝罘には河南・山東のアヘンが、漢口・九江・蕪湖・上海・寧波・広東には四川・雲南のアヘンが、福州には温州府その他の浙江のアヘンが、インドアヘン——特に、中国において最も好まれており、輸用量も多く価格も高いマルワーアヘン——よりも安い価格で流通していた。なかでも、四川アヘンは、揚子江中・下流の諸地方、及び華南に広大な市場を有していたことが、表1により窺えるが、更に華北にもすでに市場を有していたことは、一八六九年にイギリス天津領事が、

山西省は「省内でもアヘンを産出するが」、そのうえに、四川・雲南・貴州から常に中国産アヘンの供給を受けている。<sup>(3)</sup>

表1. 各開港場への中国産アヘンの流入とその価格

	中国産アヘンの流入とその価格	当時のイソプアヘンの価格
牛 庄	(1874) 満州・モンゴル産アヘンが流入し、その価格は1担につき325~335両。 (1875) 満州・モンゴルにアヘン生産が拡大しており、その牛庄における価格は1担約300両。 (1868) 中国産アヘンはイソプアヘンよりも1担につき125~200両ほど安い。	(1874) イソプアヘン1担約500両。
天 津	(1869) 甘肅アヘンは1担につき420両で売られている。 (1873) 河南アヘンが1担352両で売られ、山東アヘンが1担336両で売られている。 (1875) 山西・四川・広東から中国産アヘンが流入している。山東にアヘン生産が拡大している。	(1869) マルウアヘン1担520両。 (1873) マルウアヘン1担468両。
芝 罘	(1877) 山東アヘンが1担280両で売られている。	(1877) イソプアヘン1担420両。
漢 口	(1869) 四川アヘンが1担300両で売られている。 (1870) 四川アヘンは1担320両、雲南・貴州アヘンの上品は336~352両。	
九 江	(1872) 中国産アヘンの最上品は1担360両で売られている。 (1875) 四川アヘンが1担232両で売られている。	(1872) マルウアヘン1担につき平均460両。 (1875) イソプアヘン1担390両。
蕪 湖	(1881) 四川アヘンが30%、イソプアヘンが70%の割合で消費されている。四川アヘンの価格はイソプアヘンの価格の約半分である。	
上 海	(1883) かなりの量の四川アヘンがマルウアヘンの半値よりもやや上回る価格で売られている。 (1868) 雲南・四川アヘンが流入しており、価格は1担につき250~300両。	

	(1869)	四川アヘンは1担につき350両。	(1869)	オランダアヘン1担500～600両。
	(1870)	陝西アヘンが1担につき600両で売られている。		
	(1875)	四川アヘンは1担につき260～270両であり、インドアヘンよりも85%安い。	(1875)	オランダアヘン1担410～450両。
	(1876)	四川アヘンが1担につき250両で売られている。	(1876)	オランダアヘン1担425両。
	(1877)	浙江省台州府産のアヘンが1担につき250ドルで売られている。	(1877)	オランダアヘン1担約500ドル。
寧波	(1881)	四川アヘンが流入している。		
	(1869)	浙江省温州府産アヘンが1担450ドルで流通している。	(1869)	インドアヘン1担700ドル。
福州	(1873)	浙江の温州府・台州府産のアヘンが1担300～310ドルで売られている。	(1873)	オランダアヘン1担670ドル。
	(1883)	浙江アヘンは1担につき約300ドル。		
広東	(1876)	四川・貴州・雲南アヘンが用いられており、価格は1担につき約480ドル。	(1883)	オランダアヘン1担約600ドル。

〔資料〕

I.U.P., *B.P.P., China*. Vols. 6～15.

China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports.*, 1865～1885.

入量(1866—1885)

(単位は担[picul])

1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885
896	2,303	1,098	1,223	2,453	1,186	446	469	390	265	265
3,881	3,606	4,026	4,007	5,181	3,219	3,421	2,508	2,451	2,191	1,936
2,960	2,228	2,152	3,427	3,536	2,402	1,759	1,124	883	852	421
...	...	...	1	...	...	2	...	...	...	...
2,325	2,189	2,477	2,142	3,294	2,954	3,923	3,222	3,485	3,881	2,418
2,246	2,043	1,852	1,653	2,153	2,290	2,075	1,662	1,618	1,548	1,870
...	...	1,161	2,381	3,141	3,432	3,520	2,825	3,517	3,660	4,853
11,758	10,649	10,799	10,957	11,097	10,292	10,367	10,259	11,514	10,900	8,301
10,699	11,884	12,734	14,735	17,104	15,416	13,951	14,630	13,509	11,719	11,274
8,508	8,803	7,991	7,252	7,667	6,258	8,628	7,963	7,963	7,542	7,866
...	...	38	14	61	54	190	181	101	82	21
4,014	4,017	3,165	4,025	4,273	4,201	4,784	4,225	4,364	4,071	4,407
3,892	3,153	4,045	3,586	4,630	5,757	8,177	8,762	8,556	9,896	9,610
10,815	11,679	11,622	9,596	10,063	8,760	4,665	3,667	4,377	4,397	3,888
938	450	324	771	1,194	642	211	17	530	2,999	2,761
...	520	725	1,021	1,118	1,303	1,034	748	878	1,166	1,455
...	...	6	...	412	1,346	971	50	15	72	148
62,302	63,524	64,215	66,791	77,377	69,512	68,124	62,312	64,151	65,241	61,484

*the Treaty ports in China, 1875, 1885.*

インド-アヘンが大量に流入していた。

と述べていることや、一八七〇年頃、陝西省西安府で四川アヘンが一担につき三二〇両で売られていたということにも、また、一八七七年、イギリス天津領事が、

北京市場の〔アヘン〕消費は、その一〇分ノ七がマルワアヘン、一〇分ノ三が中国産アヘンによって占められている。中国産アヘンは、主として河南・四川・雲南から来るものである。<sup>(5)</sup>と述べていることにも、示されている。

四川アヘンが中国全土に及ぶほどの広大な市場を持ち得たのは、その価格の安さに起因する。表1に見られるように、それは、生産地から大きく隔たっている上海市場においてさえ、マルワアヘンの価格の二分ノ一よりもやや上回る程度の安い価格

表2. インド-アヘンの各開港場への輸

	1866	1867	1868	1869	1870	1871	1872	1873	1874
牛 莊	2,660	2,585	2,685	2,519	2,445	2,279	2,160	2,421	1,327
天 津	9,161	7,898	7,423	5,288	7,161	7,091	4,652	4,958	5,332
芝 罘	3,794	2,735	3,077	3,076	3,914	3,203	3,843	3,104	4,153
宜 昌	...	...	...	...	...	...	...	...	...
漢 口	4,112	4,242	2,871	2,608	3,678	3,144	2,413	2,994	2,861
九 江	2,260	2,202	1,923	1,905	2,110	2,064	1,934	2,366	2,905
蕪 湖	...	...	...	...	...	...	...	...	...
鎮 江	5,026	4,826	4,862	5,568	6,943	6,986	8,576	9,636	10,964
上 海	11,755	11,962	10,779	11,299	11,700	11,697	12,349	12,784	11,397
寧 波	4,321	5,047	4,505	4,713	5,024	5,425	6,549	7,358	7,469
溫 州	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福 州	5,927	5,503	4,963	4,807	4,256	3,529	3,887	3,275	3,176
厦 門	4,009	3,735	3,716	3,721	3,098	3,056	3,125	3,379	3,370
汕 頭	5,461	5,516	4,272	4,238	4,840	6,840	7,415	9,105	9,372
広 東	3,488	2,111	806	1,100	754	1,076	949	824	973
瓊 州	...	...	...	...	...	...	...	...	...
北 海	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	61,974	58,362	51,882	50,842	55,923	56,390	57,852	62,204	63,299

[資料] China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade at*  
但し、広東省には、この他に、香港・澳門から、海関を通らぬ

にとどまっている。他方、他の中国産アヘンは、生産地に隣接した開港場においてのみ、マルワーアヘンの三分ノ二よりもやや上回る価格によって、インドアヘンに對抗し得ているにすぎない。<sup>(6)</sup>

四川アヘンを先鋒とする安価な中国産アヘンの市場進出に直面したイギリスは、インドアヘンの品質の良さ——とりわけ、刺激の強さ、香りの良さと、純粹さ——になお希望を託していた。一八六八年にイギリス上海領事メドハーストは、漢口經由で上海に流入している中国産アヘン——おそらく四川・雲南産のアヘン——の価格の安さについて指摘した後、次のように述べている。

しかし、それは非常に品質が劣ってお

り、開港場の周辺地域の住民には好まれていない。<sup>(7)</sup>

また、一八七八年、ニコルソンは、中国におけるインドアヘンの貿易に関する報告中に、

インドアヘンが中国産アヘンに対して有している主要な、そして明白に唯一の利点は、その優秀な品質にある。<sup>(8)</sup>

と述べている。

しかし、中国産アヘンの品質は改良されつつあり、それに伴って、中国産アヘンに対する中国人の嗜好も定着・増大しつつあった。例えば、一八七五年のイギリス牛莊領事の報告によれば、満州アヘンの質は向上しつつあったという。<sup>(9)</sup> また、山西アヘンは、一八六二年の天津においては、そのままでは刺激に欠けるといふ理由で、強いインドアヘンと混ぜてのみ用いられており、価格も高価なインドアヘンの二分の一に当る一担四〇〇両であったが、一八七三年には、非常に良質のアヘンとして、マルワアヘンとの価格競争に勝利し、山西市場においてマルワアヘンの一担四六八両を上回る五四四両を獲得し得るに至った。<sup>(10)</sup> 更に、甘肅アヘン、陝西アヘンも品質の良アヘンとして、一八七〇年頃には、それぞれ天津市場、上海市場においてマルワアヘンに匹敵するほどの高価格を得ていた(表1参照)。即ち、華北においては、従来インドアヘンを吸飲していた富裕な者の間に、この一八七〇年頃、高価ではあるが良質な山西・甘肅・陝西産のアヘンに対する嗜好が定着したと考えられる。<sup>(11)</sup>

しからは、その安価さ故に中国全土に市場を持ち得るに至った四川アヘンの品質はどうであったろうか。一八八一年に四川省を訪れ、四川アヘンを調査したイギリス宜昌領事によれば、混ぜ物のない純粹な状態とすれば、それ



は、インドアヘンと同程度に良質な甘肅アヘンを除いて、他の中国アヘンの品質に決して劣らなかつたという。<sup>(13)</sup>  
一八六〇年代・七〇年代において、四川アヘンは大量の混ぜ物を含んでいた。<sup>(14)</sup> 当時においては、アヘン吸飲人口の急増によって、中国アヘンに対する需要は供給をはるかに上回っていたというが、とりわけ、他の中国産アヘンに比較して安価な四川アヘンに対する需要は極めて大きく、品不足となっていたことが、混ぜ物を許容していたと思われる。<sup>(15)</sup> しかし、中国全体のアヘン生産量が増加するにつれて、そのような状況下に四川アヘンに対する需要の増加を達成するためには品質改善が要請されるに至り、<sup>(17)</sup> 一八八一年には混ぜ物を廃する試みがなされ、一八九一年には混ぜ物はほとんどおこなわれなくなっていたという。<sup>(18)</sup> かくして、四川アヘンは、一八九一年当時には、従来四川市場において優良品とみなされていた雲南アヘンよりも品質を向上させるに至っていた。しかも、四川アヘンの価格は生産量の増大に伴ない年々低下しており、雲南アヘンを四川市場から駆逐しつつあったという。<sup>(19)</sup> 即ち、四川アヘンは、その品質向上と価格低下とによって、従来よりも一層強い競争力を持ち得るに至っていたのである。

中国産アヘン——なかんづく四川アヘン——の、価格と品質との両側面からの競争に直面したインドアヘンの衰退は、もはや覆い得べくもなかつた。一八六六年から八五年までの二〇年間における中国各開港場のインドアヘン輸入量(表2)と、一九〇五年から七年までの三年間におけるそれ(表3)とを対照させて見るならば、そこには、インドアヘンが中国市場から駆逐されてゆく状況が如実に示されている。他方、イギリス人モースとリーチとが、それぞれ別個に、一九〇五年と一九〇七年とに概算した中国のアヘン産出量(表4)は、いずれも、インドアヘンの輸入量に比較して驚くべきほどに大量である。即ち、四川省の一省のみでも、当時のインドアヘン

表3. インド-アヘンの各開港場への輸入量(1905—07) (単位は担)

		1905	1906	1907	
満州	東	安大牛	...	...	2)
		東	...	...	...
直隸	皇	秦天	25	98	11
		芝膠	225	10}	...
山東	膠	秦天	225	272}	150}
		芝膠	440	617}	364}
四川	重	重宜	1	1}	1}
		重宜	1	2}	...
湖北	沙	漢岳	58}	55}	78}
		漢岳	263}	306}	238}
湖南	西	長九	240	248	276
		長九	1,715	1,459	1,874
安徽	蘇	南鎮	1,626	1,633	2,428
		蘇	915}	950}	970}
浙江	杭	寧溫	2,351}	2,497}	3,302}
		寧溫	14,811}	15,937}	15,722}
福建	都	三福	2,099}	1,603}	1,674}
		三福	1,814}	1,408}	1,453}
廣東	汕	九拉	128}	153}	108}
		九拉	...	...	...
廣東	頭	東龍	3,301}	3,362}	3,194}
		東龍	3,299}	3,645}	3,870}
廣西	梧	南北	4,129}	4,381}	4,304}
		南北	10,209}	11,146}	10,404}
雲南	蒙	蒙	917}	1,017}	1,040}
		蒙	1,783}	1,650}	1,406}
雲南	蒙	蒙	...	1}	...
		蒙	298}	379}	289}
雲南	蒙	蒙	1,075}	1,051}	1,133}
		蒙	22}	33}	8}
雲南	蒙	蒙	...	...	...
		蒙	176}	193}	269}
雲南	蒙	蒙	...	...	...
		蒙	...	...	...
雲南	蒙	蒙	...	...	...
		蒙	...	...	...
總計		51,920	54,117	54,584	

[資料]

China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports*. 1907.

表4. 中国のアヘン生産量の推計値 (単位は担)

		モース (1905年)	リーチ (1907年)
満	州	15,000	15,000
直	隸	certainly 5,000	10,000
山	東	(probably 10,000)	10,000
江	蘇	5,000	5,000
浙	江	5,000	5,000
福	建	2,000	2,000
広	東	500	500
湖	南	3,000	3,000
湖	北	4,000	4,000
江	西	500	500
安	徽	3,000	3,000
河	南	5,000	5,000
山	西	5,000	5,000
陝	西	10,000	10,000
甘	肅	5,000	5,000
四	川	250,000	200,000
雲	南	30,000	30,000
貴	州	15,000	15,000
広	西	3,000	3,000
新	疆	...	...
総	計	376,000	331,000

[資料]

モースの推計値は、H.B. Morse, *The Trade and Administration of the Chinese Empire*, Shanghai, 1908, pp. 345-350. による。

リーチの推計値は、*Correspondence respecting the Opium Question in China*, London, 1908. の No. 28, *Transmits Report by Mr. Leech upon Opium*. による。

なお、中国産アヘンは重税を避けて、釐金局の設置されていない山路経由で運ばれたため、中国のアヘン生産量は、外国人宣教師・旅行者、中国人官吏・商人などの情報にもとづいて推計するしかない (H.B. Morse, *op. cit.*, p. 345.) というが、二つの推計値はかなり接近しており、一応の目安を示すものとして、これを利用してよいであろう。

輸入総量の四、五倍弱、中国全土では七、八倍強ものアヘンを生産しているのである。

すでに、一八七四年において、イギリス上海領事は、近い将来、中国産アヘンの供給量が増加してその国内需要に見合うまでに達する事態が来ることを予測し、その時イギリスは、インドアヘンの对中国輸出を停止するか、或いはその原価(Cost)を中国産アヘンとの競争が可能なまでに引き下げるか<sup>(20)</sup>の二者択一を迫られるであろうと述べているが、インド政府は、そのはるかに以前から、重要な政府財源であるベンガルアヘンの専売収入を、中国産アヘンとの競争によって減少させられないための方策を実行に移していた。即ち、早くも一八六〇年代に罂粟栽培地拡大計画に着手し、アヘンの市場価格を引き下げることによる専売収入の減少分を、中国市場に対する供給量を増大させることによって補填しようとしたのである。しかし、インド政府が罂粟栽培農民に支払う前貸金は、農民にとって決して魅力あるものではなかったが故に、罂粟栽培地拡大計画は、二十数年にわたる努力も空しく、成功し得なかった。しかも、八〇年前後からの中国アヘンの供給量・品質の急速な向上によって、もはやベンガルアヘンは、供給量を制限しなければ価格は暴落するという事態に陥つたのである。また、インド政府が、専売制下に掌握していないマルワアヘンについては、政府収入にとってベンガルアヘンほどの重要性を持たなかったが故に対策が遅れ、一八九七年に至って、一箱(チエスト)の重量は約一担(ダン)につき六〇〇ルピーの関税を四五〇ルピーに引き上げたが、もはや、その中国向け輸出額の凋落をとどめることはできなかつた<sup>(21)</sup>。

一九〇六年、清朝政府は、アヘン吸飲・アヘン生産を一〇年以内に一掃すべしとの勅令を下すとともに、イギリスに対しインドアヘンの对中国輸出停止を申し入れた。イギリスは、清朝政府が右の禁令を真に実行に移し成果

表5. 中国産アヘンの生産者価格

清末四川省におけるアヘンの商品生産  
新村

A. 甘肅アヘン	1担につき600両
山西アヘン	〃 520両
陝西アヘン	〃 440両
四川アヘン	〃 190両
〔資料〕	
Baron von Richthofen, <i>Baron Richthofen's letters, 1870-1872</i> , Shanghai, 1903, p. 152. なお、資料には重量1両あたりの価格で表示されているので、担あたり価格に換算した。	
B. 山東(fair crop)	1担につき220両
直隸(small crop)	〃 320両
山西(fair crop)	〃 510両
河南(very large crop)	〃 220両
広東( 〃 )	〃 220両
甘肅(fair crop)	〃 230両
四川(large crop)	〃 170両
雲南( 〃 )	〃 110両 (ママ)
〔資料〕	
I.U.P., <i>B.P.P., China</i> , Vol. 11, <i>Report upon the Trade of Tientsin for the year 1874</i> , p. 361. イギリス天津領事が、現地のイギリス人アヘン業者より得た情報であるという。	
C. 雲南アヘン(純)上級品	1担につき280両
(〃)中級品	250両
(〃)下級品	230~240両
(偽—四川省敘州府で作られているもの)	200両
貴州アヘン ケーキ状の固まり	170両
容器入り	160両
四川アヘン 古いもの	170両
新しいもの	150両
〔資料〕	
C.I.M.C., <i>Decennial Reports, 1882-1891</i> , Vol.1, Chungking. p. 87. なお、資料には重量100両あたりの価格で表示されているので、担あたり価格に換算した。	

を挙げ得るならば、一九〇八年よりインドアヘンの対中国輸出量を一年毎に一〇分の一ずつ減らすということに同意した。<sup>(22)</sup> 清朝政府のかかる動きは、日露戦争後における民族的自覚の昂まりのもとに拡がった、中国国内のアヘン禁止運動に対応するものであったが、<sup>(23)</sup> 他方、イギリスが清朝政府の要請に同意した背景には、インドアヘン貿易の不振に即した貿易政策の転換があったことは言うまでもないであろう。

ところで、百年以上も続いたインドアヘンの対中国輸出を終焉に導くにあたって、決定的な役割を果たしたのは、何よりもその安価さによって、インドアヘンの恐るべき競争相手となった四川アヘンであった。四川アヘンの各開港場における価格の安さは、その大部分が釐金局を避ける密輸ルートによって運ばれていたこと、安い賃金で困難な陸路經由のアヘン運搬に携わる労働力の存在などによっても、実現されていたものと考えられるが、<sup>(24)</sup> 更にその基礎には、四川省においては、他地域に比して、アヘンがはるかに安く生産され得るという事実(表5)があったのである。次章においては、かかる安価なコストで大量のアヘンを生産することを可能にした四川アヘンの生産構造を問題としよう。

## 第二章 四川省におけるアヘンの商品生産

さきに、第一章において、一八六〇年代から一九〇六年に至る、四川アヘンの市場における著しい展開について見てきたが、本章においては、この四川アヘンの生産構造を、一八九〇年代から、四川省においても罌粟栽培絶滅政策が実施された一九〇九年までに至る、その最盛期に焦点を絞って分析したい。<sup>(25)</sup>

## 第一節 四川省の農業立地条件とアヘン生産

四川アヘンの生産は、一八六〇年前後に始まり、一八八一年には、辺境の少数民族居住区域を除いて、全省的規模で展開するに至った。<sup>(27)</sup> 四川アヘンが、他の中国アヘン——とりわけ、山西・甘肅・陝西産のアヘン——に比して、非常に安価に生産され得るといふ事實は、まず、その農業立地条件の有利さに基礎をおいていた。山西・甘肅・陝西各省は、いずれも良質のアヘンを産するが、その自然的条件は罌粟栽培の拡大を制約している。第一に、これら西北諸省においては、罌粟の栽培は、最も肥沃な土地——罌粟が栽培されないのであれば、麦や野菜を豊富に産出するはずの最良地——にのみ適する。<sup>(28)</sup> また第二に、寒冷な気候のため、秋に蒔いた罌粟は、しばしば夏になるまで収穫し得ず、夏作物の生産を妨げる。<sup>(29)</sup> 即ち、西北諸省においては、罌粟栽培によって犠牲となる作物の価値が大きく、したがって、アヘンは、この犠牲に見合うだけの高価格を要請されている。<sup>(30)</sup>

他方、四川省においては、第一に、土壌は肥沃であり、ほとんどあらゆる土地に罌粟の栽培が可能であるが、とりわけ四川東部の広大な丘陵地帯は、水はけが良く罌粟栽培に好適である。<sup>(31)</sup> なかんずく巫山県から瀘州に至る揚子江流域は、アヘン生産が最も盛んな地域であり、萬県・忠州・酆都県・涪州・長寿県などの著名なアヘン生産地がこれに含まれる。第二に、四川省においては、罌粟は十一月、或いは十二月に播かれ、四月にはこれを収穫し得るため、夏作物の生産を妨げない。水田の裏作に罌粟を栽培することも可能である。<sup>(32)</sup> 罌粟栽培に有利なかかる自然条件に恵まれているため、アヘン生産に必要なコストは、西北諸省に比してはるかに少ないのである。

農業立地条件の有利さに基礎を置く、かかる生産の低コスト性は、四川省における小農民のアヘン生産を支え、また更に一層広範なその展開をもたらしたが、彼ら直接生産者農民をして、かくもアヘン生産に駆り立てた社会的要因は、しからば何であつたらうか。

## 第二節 農民の貨幣獲得要求とアヘンの商品生産

民国涪陵県統修『涪州志』は、涪州におけるアヘン生産の急速な展開について、次のように述べている。

広東に出向いていた者が、罌粟の種子を買って同治元年に帰ってきて以来、「栽培の」方法通りに「罌粟の栽培を」試みると、利益は「他作物の」数倍であつた。是に於て、「人々は」争つて罌粟栽培に趨き、三年も経ずして、罌粟は畑地に遍く植えられ、更には田畝にまで植えられるに及んだ。<sup>(33)</sup>

アヘン生産が始まった当初（同治元年頃、即ち一八六二年頃）において、罌粟は他作物の「数倍」と言われるほどの利益があり、人々は競つてこれを栽培したという。

他方、降つて一八九〇年代には、農民経営のアヘン生産への傾斜は、すでに深く進行していた。一八九七年刊の光緒『蓬州志』には、次のように述べられている。

秋成の餘には則ち小麦・大麦・蚕豆を宜しきに従つて播く。洋菜が「農村に」入りこんで来てより、乃ち小春の冠（「の作物」）となつた。貨（アヘン）を鬻いでもつて用に給すれば当前の利は豊かではあるが、滋蔓してもつて農を妨げ、他時の害は鉅き。然しながら敢えて其の源を絶つことはできない。是を捨てては、則ち有無相



通じさせ「て生活すること」を得ないからである。饑荒の憂は、穀匱（穀米欠乏）の憂にひとしく「大きい」<sup>(34)</sup>。右には、罌粟栽培にもとづくアヘンの商品化によって貨幣を獲得することが、農民の必要再生産部分の購入（有無相通）にとつてすでに不可欠であったことが強調されている。農民は、慢性的貨幣不足のもとで、他作物に比して、より多くの現金が得られるアヘンの商品生産に頼らざるを得ない傾向を急速に深めつつあったのである。

しからば、四川省の直接生産者農民をして、貨幣獲得要求に根ざすアヘンの商品生産を不可欠ならしめた、当時の小農民経営の再生産の諸条件は、具体的にいかなるものであったろうか。農民中の大多数を占める佃農を、史料に見られる限り、いま三類型に分け、その再生産の諸条件について考察しよう。

#### A 「田」を借地する佃農

一九世紀末・二〇世紀初頭の四川省において、田租はおおむね定額租であった。清末・民国初刊の諸地方志には、田租を收穫の何割と表現していることが多いが、久保田文次氏の指摘されるように、これは、借地契約の際に土地の生産高を見積もり、その何割かの率によって定額租の租額を定めたことを示しているのである。<sup>(35)</sup> その率で言えば、清末における田租額は、生産額の五割をこえるのが一般であった。<sup>(36)</sup> 更に、一九二〇年刊の民国『合川県志』<sup>(38)</sup>によれば、一〇年間に一度もないほどの豊年における收穫量が、その土地の本来の生産高とされていたという。かかる慣行が一九〇〇年前後にすでにおこなわれていたと考えてよいならば、田租の実質は、名目よりも更に過重の負担として機能したことになる。

地主の佃農に対する収奪を強化する要因は他にもあった。第一は、田地の租借に際して佃農が銀錢を地主に提供する押租の慣行である。押租慣行について、久保田文次氏は、「佃戸層の社会的地位の上昇・先行する貨幣蓄積を可能ならしめる程度の経済力の上昇と、それらの上昇を可能ならしめた、地主に対する闘争」の高まりを反映するものであるとともに、これを前提とする地主の新たな収奪形態であるとし、佃戸層における経済力の上昇の側面から力点をおかれている<sup>(39)</sup>。押租慣行の成立にとって、佃農の社会的地位の上昇は、必ずしも常に不可欠の前提ではないと考えられるが、しかし、借金によるにせよ、商品生産にもとづく貨幣獲得によるにせよ、佃農にとって、押租の銀錢を調達する手段がなければならず、かつ、右の借金もまた、主として銀錢によって支払われる利息を伴なう以上、なかならず、佃農による商品生産の一定の達成は、押租慣行成立の有力な基礎条件であったであろう。

四川省の押租は、かかる基礎条件を大前提とするともに、清中期以降、揚子江下流からの移民により人口が急増して、相対的に耕地が不足し、佃農相互間に競争関係が生じたことを直接の原因として、成立したのではなからうか。<sup>(40)</sup>かかる佃農相互間の競争は、清末には更に激しくなり、地主は機に乗じて租額や押租の加増を謀った。一八九七年に四川を調査したリットンによれば、萬県と保寧府とを結ぶ線より西へ岷江に至るまでの地域、岷江流域、及び揚子江流域の広大な領域は、文字通り一インチの土地をも余さず耕作し尽くされ、人口は極度に密集しているが、かかる情況は近年来顕著となった現象であり、それに伴って租額も上昇し、重慶府・成都府では、過去二〇年間に租額が二五〜三〇%も上昇したという<sup>(41)</sup>。また、草野靖氏によれば、押租は「租額相当を基準としてこれを上<sup>(42)</sup>下」するものであったというから、租額の高騰は、更に押租額を引き上げる結果ともなっていたものと思われる。

即ち、清末において、押租は、耕地を求めて相互に競争する佃農に対し、過重な現金調達を強要する事態に至っており、ス McDレーが一八九〇年代における四川省儀隴県の朱徳の生家の場合について述べているように、しばしば、佃農は地主・高利貸から借金して押租を支払い、利息の返済に追われることとなったのである。<sup>(43)</sup>

それのみならず、清末には、佃農にとって、借金を実現することさえも困難であるという状況がうまれていた。四川省では、商人相互の隔地間取引が銀によるのを除いて、日常の取引や支払いはすべて銭でおこなわれていたが、<sup>(44)</sup>一九世紀後半以降、深刻な銭不足・銭価高騰が拡がるに至ったからである。<sup>(45)</sup>

地主の収奪強化をもたらす第二の要因は、租米を銭に換算して支払う方法の成立である。張肖梅氏は、一九三九年の時点において、四川省の佃租は、表面上「物租」が主要な地位を占めているが、実際にはほとんど市価に換算して支払われる、と述べている。<sup>(46)</sup> かかる銭による佃租支払いの形態は、すでに清末にはかなり普及していたのではなからうか。例えば、一九〇七年修の光緒『広安州新志』は、卷一〇、戸口志において、田の收穫量一石につき租額を四斗としながらも、卷一三、貨殖志の「穀米」では、次のように述べている。

富人は、いながらにして米倉を擁し、郷里に雄を称えている。しばしば積年の古穀があっても、ぐずぐずして売り滞らせ、ひとたび歉歳に遇うと大きな利益を得る。「富人は」其の秋収の田租を佃家にとどめおき、翌年の春夏に値が昂ると市場に出させる。そして専ら「その租の」銀銭による受け渡しを「佃農と」折衝し、「時価による」徴租票を「徴租人に」給し、「その田租の売りあげ価格を」取りたてに行かせるのである。<sup>(47)</sup>

かかる方法は、租米を売り出す時期の決定権を地主が握っているが故に、最も高価な換算額の銭納を佃農に強

制し、彼らが利を得る機会を奪うばかりか、同志、卷三四、風俗志、農夫之業、に、

荒年であつて穀米の価格が高いと、佃耕している者が「農民の中でも」最も饑餓に苦しみつつ佃租負担を迫られる。「課租の対象とはならない」諸・芋・蔬菜などもみな満腹させるに至らない。「こうして、やむを得ず」退佃し、押租銭を佃銭にひきあてて去つてゆくのである。<sup>(48)</sup>

とある如く、不作で米穀価格が騰貴すると、田租銭納の佃農はかえてこれに苦しみ、佃耕が不可能になつた。

以上のような地主の側からの貨幣を媒介とした収奪強化のもとにあつて、「田」を借地する佃農は、米作のみでは到底再生産が不可能であつた。光緒『広安州新志』によれば、「貧佃」・「下農貧戸」と呼ばれる貧農層は、おおむね、田租の対象とならない裏作の麦・豆の生産を重視し、これを食糧の欠乏を補うための唯一の頼みとしていた<sup>(49)</sup>。また、当時の農民は、産米を饑餓的に販売し、他方、栽植や購買によつて安価な甘藷を常食として饑餓を凌ぐといふ状況にあつたのである。<sup>(50)</sup>

本節冒頭（一九〇頁）の光緒『蓬州志』の史料に見られた如き、佃農経営の再生産をアヘン生産に依存せしめた要因は、「田」を借地する佃農の場合においても、地主の側からの貨幣収奪の強化であつた。それは、朱徳の生家が押租支払いのための借金を返済する必要からアヘン生産を始めたことにも窺われるであらう。<sup>(51)</sup>

## B 「山土」を借地する佃農

アヘンの商品生産が盛んにおこなわれている東部丘陵地帯は、水はけが良く、比較的耕作しやすい地質であるう

えに、灌漑の便も良く、テラス状に水田が造られている。<sup>(52)</sup>しかし、山頂附近には、水田になり得ない劣悪な条件の土地——即ち、「山土」——があり、甘藷・麦・豆等が作付けされていた。<sup>(53)</sup>「山土」を耕作する佃農について最もよく伝える史料である民国重修『南川県志』には、

山土のうち、田の附帯品であり、これに付随するものについては、従来、租を徴収せず、専ら山土のみを耕作する場合には、租を徴収した。しかし、その租も田に較べて軽かった（山）土を耕作する労働は田の場合よりも困難であり、収益は田に及ばないからである。<sup>(54)</sup>さきの清代には、赤貧の農家も、五千文か一万文の銭があれば〔それを押租金として〕山土一幅と二、三間の家とを借りることができ、耕作に従事するとともに、傭工として働きに出るならば、夫婦と三、四人の子女とが終生、生活できたのである。<sup>(55)</sup>（〈〉内は割注——引用者）とある。これによれば、南川県においては、田を借耕する佃農が、これに付随する「山土」の耕作をも許されるという形態で「山土」の耕作がおこなわれていたという。かかる「山土」耕作の形態は、四川省においては、かなり一般的な慣行であったと考えられる。<sup>(56)</sup>

更に、かかる慣行とともに、他方では、「山土」のみを借地耕作する佃農のいたことが、右の史料に窺われる。「山土」のみを借地する、かかる形態を、「山土」を借地する佃農のいわば典型と見ることもできよう。彼らは史料中に「赤貧之戸」と呼ばれているように非常に貧しい農民であった。「山土」のみの借地の場合、佃租は相対的に軽く、したがって、租額相当を基準として上下する押租も相対的に軽かったと考えられるが、労働は困難であり、しかも収益は少ないという耕地条件のもとにあって、佃租を支払い、また押租額を借金している場合にはその利

息を支払ったのち、残余によって必要再生産をまかなうことは困難であったと考えられる。それ故にこそ、彼らは佃耕以外に傭工などの賃労働に毎年携わる必要があった。即ち、彼らは、佃農の中でも最も貧しい傭工兼佃農であった。しかも傭工の経済的地位が低く、これに対する需要が少ない状況において、<sup>(56)</sup>彼らはようやく手に入れた借地に強く執着し、生産条件が許す限り商品作物を栽培し、必要再生産の補填を目指していたものと思われる。

長寿県においては、一九〇六年のアヘン禁止の勅令にもとづき、一九〇九年頃、罌粟の刈り倒しがおこなわれた時、「山民はこれに抵抗して罌粟を植えようとし、あやうく反乱になりかけた」という。<sup>(57)</sup>「山土」を借地する佃農にとっては、耕地条件の劣悪な「山土」においても生産の可能なアヘンの商品生産こそ、まさに彼らの再生産の鍵となっていたのではなからうか。

### C 「河壩地」を借地する佃農

「河壩地」は、諸地方志において、河地・河土、或いは壩地・壩土と呼ばれており、川の河原に造られた農地である。「河壩地」は、「山土」よりもはるかに肥沃であり、煙草・甘蔗・落花生などの商品作物栽培に適する。同治『南溪県志』に、

河端の畑地を耕作する者は煙草・甘蔗を植えており、労働は田の場合よりも軽く、収益は田の二倍である。<sup>(58)</sup>  
とあるように、これらの商品作物の生産は、田における米の生産よりも利益があった。

しかし、これらの商品作物の生産を通じて、佃農は、必ずしも経営の安定化を達成し得なかったと考えられる。

一九二〇年刊の民国『合川県志』によれば、

河土は保租銀錢（押租）はないが、但し翌年の租錢若干を前納しなくてはならず、完納してから初めて種えることができる。荒歉に遇つても、「租錢を」減らしてもらふことはできない。<sup>(59)</sup>

とあり、「河壩地」には、他の農地に先んじて租錢前納の慣行が定着していた。かかる租錢前納の慣行は、商品作物栽培に好適な「河壩地」の高収入に起因する、借地競争の激化という条件のもとに成立したと考えられる。<sup>(60)</sup>

しかしながら、この租錢前納は、現実には、しばしば高利貸付けを通じて、佃農に対する地主の収奪を一層強化するという機能を果たしていた。何故ならば、前納すべき租錢を毎年の耕作に先立って支払い得ない佃農は、その負債を秋取後に高利を附して返済するという再生産に組み込まれていったからである。<sup>(61)</sup>

一九〇〇年前後においてすでに右の租錢前納の慣行が成立していたか否かは不明であるが、当時、「河壩地」には、一般にアヘン生産が展開するに至っている<sup>(62)</sup>のであり、それまでにすでに煙草・甘蔗・落花生などの商品作物栽培に携わっていた「河壩地」の佃農は、更に右のような性格の租錢前納慣行の成立、或いは成立への趨勢のもとで、より収益の多い商品作物である罌粟の栽培への転換を迫られたものと見てよいであろう。

### 第三節 新たな再生産の諸条件

前節において考察した如く、一八九〇年代より一九〇九年に至る時期において、直接生産者農民⇨佃農は、地主の側からの貨幣収奪の強化にさらされ、再生産維持のために他の作物よりも有利な現金獲得手段であるアヘンの商

品生産に依存せざるを得ない度合を強めていった。「鴉片烟。従前、種えるものは、頗る厚利を獲た。農夫・土佃は、終歳の糧としてこれを恃みにしていた」<sup>(65)</sup> 或いは、「邑は……夙に罌粟の利を擅にし、農民の衣食は強半これに頼った」<sup>(66)</sup>と言われる所以である。それでは、彼らは、アヘンの商品生産に趨ることによって、農民経営の安定化を実現し得たであろうか。本節においては、アヘンの商品生産の成立そのものによって、更に新たにたらされた再生産の諸条件について考察したい。

最初に、アヘンの生産過程について検討しよう。一八八一年のイギリス宜昌領事の報告によれば、四川省の罌粟栽培は、次のようであったという。即ち、夏作物を收穫し終るや否や、前作物の根や雑草を掘りおこして焼き、その灰を土に混ぜ、下肥を十分に与える。罌粟の種は十二月に播き、一月頃に間引きし、以後、苗の周りの土壌をすきかえし除草する作業を数回おこなう。この時期から罌粟の蒴果が大きくなるまでの間に十分な肥料を与える。四月から五月にかけて数回にわたり、蒴果に縦に切り込みを入れ果汁を採取する。この果汁を日に干して水分を蒸発させたものが生アヘンである。<sup>(66)</sup>

イギリス領事のごく簡単な作業であるとして紹介しているこのアヘンの生産方法は、同じ冬作物である麦に比較して、第一に、非常に多くの単純労働の集積を必要とする。<sup>(66)</sup>必要とされるこの労働は、婦人・子供を主たる担い手とする家族労働力によってまかなわれていた。一八八二年から八四年にかけて四川を訪れたホージーによれば、罌粟の蒴果に切り込みを入れてアヘンを採取するという、単純ではあるが、短期間に労働力を集中させることを要するこの作業は、婦人・子供の仕事であったという。<sup>(67)</sup>



表6. 麦の収益とアヘンの収益との比較

清末四川省におけるアヘンの商品生産  
新村

A.

麦

支出：1担の麦を産出する土地についての耕作費用(cost of cultivation)	.....1,000文
収入：1担の麦の販売価格	.....7,000文
	利潤6,000文

アヘン

支出：・麦と同面積の土地についての耕作費用	7,000~8,000文
・肥料	6,000~7,000文
	合計して13,000~15,000文
	平均して14,000文とする。
収入：アヘンの販売価格.....	100×250 25,000文
	生産量は豊年に重量300両、不作の年に重量200両、平均250両。 一両あたりの価格は、80文から120文、平均100文。
	利潤11,000文

[資料] C.I.M.C., *Decennial Reports, 1882-1891*, Vol. 1, Chungking, p.84.

B.

麦	1エーカーの土地について	生産量	1,600重量ポンド→
			75シリングの商品価値
アヘン	1エーカーの土地について	生産量	403オンス→
			153シリングの商品価値

[資料] I.U.P., *B.P.P., China*, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 81.

第二に、罌粟栽培は、麦に比較して大量の施肥を必要とした。これは、アヘン生産による利益を大きくするために欠くべからざるものであった。<sup>(88)</sup> 一八九一年、海関十年報の筆者ホブソン (H. E. Hobson) は、表6ノAの如く、一担の麦を産出する土地面積について、必要とされる肥料のための現金支出を、麦作については零、アヘン生産については六、七〇〇文と推計している。他方、一八八一年、イギリス宜昌領事は、みずからの観察によって得た結果にも近似しているというペーパー

(Baber) の推計値 (表 6ノB) を紹介し、アヘンの生産の場合、その収入には、表に示されている生アヘンの商品価値のうえに、更に罌粟の蒴果や種子の販売価格、計二〇シリングが加わるが、この増加分は、罌粟栽培に特に必要な肥料代によって相殺されるとしている。<sup>(69)</sup> ちなみに、ペーパーの推計値は、ホブソンのそれに較べてアヘンの収益を低く推計しており (前者では麦の二倍、後者では麦の四倍)、また罌粟栽培に必要な肥料費も低く推計している。海関十年報に比較して、イギリス宜昌領事の報告の方が、アヘン生産についての記述は詳しく、且つ実証的であることから、紹介されているペーパーの推計値の方が、より信憑性が高いと思われる。以上によれば、必要労働については、家族労働力により充たされ得るにしても、肥料代については、表 6ノA・Bのいずれの場合であっても、不足し勝ちの貨幣の現金支出が不可欠であった旨を示しているのである。

しかしながら、アヘン生産農民に大きな困難を投げかけたものは、第三の条件、即ち、アヘン生産に対する佃租の存在そのものであった。ホブソンが表 6ノAの支出の項において耕作費 (cost of cultivation) として推計している肥料代以外の費用 (表一〇〇〇文、アヘン一七、八〇〇〇文) は、佃租を内容とするものと考えられる。<sup>(70)</sup> 四川省では、従来、麦・豆を主とする冬作物生産は、おおむね佃租を徴収されないか、徴収されても僅かであった。<sup>(71)</sup> ところが、一八八一年のイギリス宜昌領事の報告によれば、重慶府・夔州府の如くアヘンの商品生産が極めて盛んであり、冬には一面の罌粟畑となる地域においては、近年、地主層は佃農のものとなるアヘンの価値の大きさに気づき、夏作物に対する租に加えてアヘン生産に対する特別な租を要求しているという。<sup>(72)</sup> イギリス宜昌領事が、

アヘンは、自作農の場合には麦の二倍の収益のある作物であり、小作農の場合にはその利益は、アヘン生産

に対する」租の大ききいかにかかっている。<sup>(73)</sup>

と述べているように、この新たな佃租の出現は、アヘン生産農民の利潤獲得を脅かす存在となり得たのである。

また、アヘン生産農民は、アヘンの商品化の過程においても、その獲得すべき利潤を奪われる危険にさらされていた。アヘン取引シーズンには、州・県衙によってアヘンの取扱いを許可されたアヘン商の使用人（「赶場」）が、各村落の農村市場をめぐってアヘンを買集める。<sup>(74)</sup>例えば、一八七〇年当時、著名なアヘン生産地の一つである忠州では、アヘンの集買・販売は、三つの「行」によって独占されていた<sup>(75)</sup>というが、このようにして、公権力のもとに少数の特権商人によって独占されていたアヘン集買は、罌粟栽培が拡大し流通に投ぜられるアヘン量が増大するにつれて、買手市場としての性格を強めたと考えられる。海関十年報によれば、一八九一年当時において、四川アヘンは、生産量・品質ともに向上させつつあったが、価格は低下する傾向にあった<sup>(76)</sup>という。かかる価格の低下は、アヘン生産が中国全土に拡大しつつある状況において、供給の相対的な増大による価格の低下のほか、生産者の犠牲のもとに四川アヘンの市場競争力を強めようとする、アヘン商人による価格の引き下げにもとづくものではなかつたろうか。かくして、生産地における生アヘンの買い取り価格は、その年の市場販売価格の変動を背景として年々上下し、買手市場的、かつ不安定な、その価格形成の影響は、生産者農民を直撃した<sup>(77)</sup>という。

更に、アヘン生産農民は、みずからの糧食を市場に依存する度合を強めたことによつても、アヘン生産による利潤を奪われるに至つた。アヘンの生産は、貧しい佃農の重要な食糧であつた冬作物の麦・豆の生産を犠牲にしておこなわれるうえに、夏作物である稻、或いは、甘藷・玉蜀黍<sup>(78)</sup>も、罌粟栽培に地力を奪われて不作となり、零細な佃

農が秋租等を支払つてなお手許に残し得る食糧は非常に少なかったと考えられる。<sup>(79)</sup>したがって、彼ら貧佃は、アヘン売った収益で彼らの食糧を購入するという再生産を日常的におこなわざるを得なかつたのではなからうか。

しかるに、交通条件の困難さゆえに他省からの穀物移入が容易でない四川省は、<sup>(80)</sup>食糧を地域内で自給する必要に迫られており、アヘン生産が盛んな四川東部を中心に、清末には慢性的穀物不足の状況に陥るに至つた。民国涪陵県統修『涪州志』は、このような清末の罌粟栽培による糧米不足の状況について、次のように述べている。

本州に産する糧食は、昔は湖北に販運することができた。罌粟が遍く種えられてより、米は「州内の」需要にも足りず、かえつて瀘州・合州に供給を仰いでいる。<sup>(81)</sup>

かかる状況は、地主・商人の穀物投機に好個の機会を与える。当時の四川省において、地主は、現物米を取租するほか、また、みずからの主導権のもとに、租米をその値上りした時点で市価に換算して取租していたから、米不足の状況のもとで、地主は、相対的に従来よりも一層米穀流通による利潤を自己の手中に掌握することができ、更に、米価の賤い時期に米を買い占め、現物の取租米とともに、饑饉による騰貴を待つて売りに出し一層の利潤を抽出する米商人としても機能し得た。<sup>(82)</sup>また、雜糧を取扱う商人についても、一九〇七年修の光緒『広安州新志』は、

沿江（渠江）の市鎮では、穀米の外には雜糧を大宗としている。石笋市のみでも百万「石もの雜糧」を屯積し、肆を列ね、籌<sup>そろばん</sup>を持って価格の変動を期している。舟楫で販運し、上流に対しては渠県・達県に運び、下流に対しては合州・重慶に販売する。利益は常に数倍である。<sup>(83)</sup>

と述べており、商人も雜糧を売り惜しみて屯積し、価格の高騰した地方に運び投機的利潤を得ていたのである。

穀物の恆常的な不足に乗じた地主・商人の投機活動によって、平年ですら穀物価格の慢性的高騰が続き、アヘン生産の展開以前に較べて、農民が食糧を買うために支出する費用の増加分は、アヘン生産による収入の増加分を相殺してなお上回ると言われるほどであった。<sup>(85)</sup>一旦荒年となれば、安い甘藷・雜糧は早くも品不足となり、しかも高い米を買うこともできず、農民は直ちに餓死の危険性にさらされた。<sup>(86)</sup>一八九六年冬から翌年の秋にかけて四川省を襲った旱魃により餓死者が大量に発生した地域は、むしろ萬県・南充県などのアヘン生産の中心地であった。<sup>(87)</sup>一八九七年にこれを調査したリットンは、直接生産者農民の側における過度のアヘン生産と、みずからの掌中に米を集めて一層の米価騰貴を狙っていた地主の存在との二つを、被害を大きくした要因の中に数え上げている。<sup>(88)</sup>

即ち、アヘンの商品生産が大規模に展開するに至るや、罌粟栽培に対する佃租という地主の側からの新たな収奪が立ち現われ、それは、佃農が罌粟栽培によって、第二節冒頭の民国涪陵県統修『涪州志』の史料の言う如き「他作物の数倍」にも及ぶ利益を得ることを阻むに至った。しかも、佃農の再生産は、商人、地主による、生アヘン買取り価格や穀物価格についての、恣意的な価格操作に大きく左右され、その経営は極めて不安定となった。

しかし、それにもかかわらず、ひとたびアヘンの生産を手がけた農民にとって、罌粟の作付けを廃し、麦・豆の生産に戻ることは容易ではなかったと思われる。何故ならば、第一に、アヘン生産に課す佃租の収入を維持するため、地主が農民に罌粟の作付けを事実上強制する状況が生じたと考えられるからであり、<sup>(89)</sup>第二に、民国重修『南川県志』が、一九〇九年の罌粟栽培禁止令も僅か数年で破られ、再び罌粟栽培が蔓延するに至った理由を説明して、

佃農の貧瘠なるものは、青黄不接の時期には「穀物を借りて命をつながねばならないが」、罌粟を種えることに

よつて「借りた穀物を必ず返済する旨を誓約して」奔走しなければ、貸してくれる家がない<sup>(90)</sup>と述べているように、地主・高利貸は、アヘンを生産する佃農に対してのみ端境期における穀物の貸付けを許していた。当時の貧しい佃農にとって、端境期における地主からの借糧は欠くべからざるものであったが、その利息は著しく高利であり、佃農の地主に対する負債は増大するばかりであった<sup>(91)</sup>。佃農が罌粟栽培に着手するや、地主は佃農に高利を付して返済を迫る好個の機会としてこれに目をつけ、貸付けた穀物を、アヘンの収穫後に銭形態で返済させるに至つたと考えられる。かくして、地主・高利貸からの借糧に頼らずには再生産の不可能な貧しい佃農ほど、ますますアヘン生産に縛りつけられていつたのである。

かかる閉塞状況を打開するためにも、佃農は、一方で、一家の食糧を更に切り詰めて安価な甘藷等への依存度を深め、他方で、婦人・子供など家族労働力を動員しての労働を一層強化しつつ、アヘンの商品生産への傾斜を更に深めていつたと考えられる。<sup>(92)</sup>第二節の最初(一九〇頁)に提示した一八九七年刊行の光緒『蓬州志』の史料は、まさにかかる状況にある農民について語っているものではなからうか。

## おわりに

四川省の直接生産者農民が、罌粟栽培Ⅱアヘンの商品生産を通じて、富を蓄積し「大佃戸」となるに至つた事実を示す史料は、管見の限りでは見出すことができなかった。しかし、そのことのみをもつて、四川省のアヘン生産農民が富農的發展を遂げ「大佃戸」化する可能性を持たなかつた、と断定することはできないであらう。多数のア

ヘン生産農民の中に、ときに好条件の中で貨幣を蓄積できる農民がいた可能性は、これを否定できない。とりわけ、アヘンが高価であり、また、未だ罌粟栽培Ⅱアヘン生産に対する佃租が出現するに至っていないなかった一八六〇年代・七〇年代には、その可能性は十分であったと思われる。

しかしながら、一八八〇年代から一九一〇年に至るアヘン生産の最盛期については、小農民経営が、アヘン生産によって貨幣を蓄積し、富農的性格を持つものとしての「大佃戸」に転化した可能性は少ないであろう。農民は、すでに押租、また、値上りした時期に市価に換算して徴収する租米などを通じての、地主による貨幣の収奪にさらされていたが、アヘンの商品生産を遂行するに及んでのちは、アヘン買い取り価格の引下げ、糧食不足に乗じた穀物価格のつりあげなど、商人・地主による流通過程を通じての新たな収奪を受け、しかも、それにとどまらず、一八八〇年頃から、秋租に加えて冬作物である罌粟にも佃租が課せられるに至ったからである。かくして、農民が獲得した僅かの貨幣も、罌粟栽培Ⅱアヘン生産の経営拡大のために蓄積され得ず、アヘンの商品生産はほとんど小規模生産の域を脱却し得なかつたと考えてよいであろう。

しからば、アヘンの商品生産の最盛期とほぼ時を同じくして、四川省に広範に出現した「大佃戸」を、いかに評価すべきか。彼らの存在を伝える地方志史料によれば、彼らは、むしろ高利貸資本的な性格をもって直接生産者農民に寄生する事実上の地主であった、と言わざるを得ないであろう。即ち、彼らは、高額押租を支払う資力のない小農民に代わって押租に出資し、みずからが地主との間に小作契約をとりかわす一方、かくして又小作農に転落した小農民から、小農民の事実上の債務となる押租の利息としての息穀を収奪するのである。<sup>(93)</sup>貸付金の利息を穀米の

形態で返済する息穀——或いは、市価換算によるその銭形態——は、著しく高率であったが故に、押租に出資することは非常に有利な貨殖の手段であった。<sup>(94)</sup> 当時のアヘン生産農民の中には、高額押租をみずから支払う資力のない農民が多数存在したと考えられるが、地主・高利貸から現金の融資を受ける機会にすら恵まれなかった彼らは、「大佃戸」の又小作農として、旧来の直接的租佃関係から疎外されつつ、しかも、佃租と息穀との実質的負担者となることよってかえって、新たな寄生地主制の基底を支える存在となるに至ったのではないか。また、かくして、アヘン生産農民の中には、地主よってのみならず、当時、広範に輩出した高利貸資本的性格を持つ寄生地主<sup>(95)</sup>「大佃戸」によっても、みずからの富農的發展を制約されていたものが多かったのではなからうか。

しかし、それにもかかわらず、アヘンの商品生産を、直接生産者農民における商品生産の一定の發展として評価し、中国地主制史におけるその歴史的意義を考察することは極めて重要である。第一に、従来、夏作物にのみ課せられていた佃租に加えて、アヘン生産に対しても新たな佃租をもってこれを捕捉せんとした地主の対応は、アヘンの商品生産を基礎とする直接生産者農民の経済力の上昇に対して、自己の収奪を、更に拡大しようとするものであり、それ自体、アヘンの商品生産の一定の發展を前提としてのみ可能であったに他ならない。

また、第二に、押租への投資を貨殖の手段とし、「其の佃農を待遇するや、地主よりも更に酷である」と述べられてゐる如き飽くなき収奪をもって、農民の利潤を奪い尽くそうとする寄生地主<sup>(97)</sup>「大佃戸」の出現を可能ならしめたものも、直接生産者農民の側におけるアヘンの商品生産の一定の發展に他ならないであろう。

かかる「大佃戸」は、旧来の地主・佃農関係の中間に介在して収奪を追求することにより、旧来の地主層の一部



の没落を促進する役割をも果たしたが、直接生産者農民にとっては、それは、あくまで、地主とともに、むしろ地主と有機的に連関して、収奪を強化する存在であり、地主及び「大佃戸」によるこのような新たな寄生地主制的収奪構造の成立は、直接生産者農民との間に、更に新たな歴史的性格の、一層鋭い緊張関係を生み出したのである。地主と「大佃戸」とが複雑に絡みあう、この収奪強化のもとで、アヘンの商品生産の発展を踏まえた直接生産者農民が、かかる新たな緊張関係を克服すべく、その後の生産Ⅱ再生産をいかに展開していったか、またその過程を通じてみずからを變革主体としていかに形成していったかを追求することが、清末四川省の地主制の研究にとって、今後の課題であらう。(東京大学人文科学研究科博士課程)

註

- (1) 久保田文次「清末四川の大佃戸」(東京教育大学アジア史研究会編『近代中国農村社会史研究』、大安、一九六七年。のち、一九七三年に汲古書院より第二刷刊行)。
- (2) Irish University Press Area Studies Series (以下、I.U.P. と略称)、*British Parliamentary Papers* (以下、B.P.P. と略称)、China, Vol. 6, *Report by Lieutenant-Colonel Neale, Her Majesty's Secretary of Legation*, Peking, December 20, 1861, pp. 98-108.
- (3) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 9, *Report on the Trade of Tientsin for the year 1869*, p. 157. なお、以下引用文中の「」内は、引用者が補った語であり、「」内は、
- (4) Baron von Richthofen, *Baron Richthofen's Letters, 1870-1872*, Shanghai, 1903, p. 152.
- (5) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 12, *Report on the Trade of Tientsin for the year 1877*, p. 378.
- (6) 浙江アヘンインポートの半値で売られたことが、その粘着性のない品質は、商品としての価値を大いに損うのであった。したがって、生産量は少なく、市場の限られた(I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, *Report on the Trade of Ningpo for 1874*, p. 325.)。
- (7) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 9, *Report by Consul Medhurst on the Trade of the port of Shanghai*,

1868, p. 283.

- (∞) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 12, Report by Mr. Nicolson respecting the Opium Trade in China, February, 1878, p. 135.

- (∞) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Report of the Trade at the port of Newchwang for the year 1875, p. 144.

- (9) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 6, Report on the Trade of the Consular District of Tient-sin for the year 1862, p. 164.

- (H) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Report upon the Trade of Tient-sin for the year 1873, p. 179. 當時の報告に「山西は全く山西省の消費を占めたるが故に(I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Report upon the Trade of Tient-sin for the year 1874, pp. 360-361.)」。

- (2) China Imperial Maritime Customs (C.I.M.C.) 略称、Returns of Trade at the Treaty ports in China, 1876, p. 112. されば「山西・甘肅・陝西の間の消費者は少数の富裕な者である」といふ。なお「中国産のものは輸入より輸出が少なうと一般に信じてゐたが、中国人の中国への愛用の一因となつてゐた

- (I.U.P., B.P.P., China, Vol. 12, Report by Mr. Nicolson respecting the Opium Trade in China, p. 129.)」。

- (3) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881, p. 44.

- (4) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 10, Report on the Trade at the port of Shanghai for the year ending December 31, 1870, p. 18. 註(2)参照。

- (5) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Consul Medhurst to Sir T. Wade, p. 694; I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Report on the Trade of Shanghai for the year 1874, p. 430.

- (9) 當時「はたは少数の富裕者の贅沢な嗜好品ではなく、鴉片かき水夫などの肉体を酷使する労働者を始め貧しい階層の者にとつてその生活の苦しみと和らぐため欠くべからざる必要品となつてゐた(I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881, pp. 45-46.)」四川への価格は安かつたが「広範な貧しい大衆の需要に應え得なかつた」。

- (17) 過度の混ざ物は「比較的富裕な人々を四川へから引き離すことになつた(I.U.P., B.P.P., China, Vol. 10, Report on the Trade at the port of Shanghai for

the year ending December 31, 1870, p. 18.)°

- (21) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881, p. 44; C.I.M.C., Decennial Reports, 1882-91, Vol. 1, Chungking, p. 86.
- (22) C.I.M.C., Decennial Reports, 1882-91, Vol. 1, Chungking, p. 86. 本省の重慶市場に於ける小売価格の雲南アヘンが担ごひ約二五〇—二八〇両、四川アヘンが二〇〇両、貴州アヘンが二二〇両に於てたゞり。
- (23) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 11, Report on the Trade of the port of Shanghai for the year 1874, p. 430.
- (24) D.E. Owen, British Opium Policy in China and India, New Haven, 1934, pp. 280-310.
- (25) H.B. Morse, Far Eastern International Relations, Cambridge: Massachusetts, 1931, pp. 548-551. 一九〇七年度のインペーンアヘン輸入量は五一〇〇〇箱(一箱は約一担)に於てたゞり、一年に五二〇箱ずつ減らすことになつた。
- (26) H.B. Morse, *op. cit.*, p. 549.
- (27) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881, pp. 42-44.
- (28) 四川省におけるアヘンの商品生産 新材

出された(Report on the Trade of Chungking for the year 1909, Diplomatic and Consular reports on trade and finance, Annual Series, No. 4489)°。その後の数年間、四川省のアヘン生産が、辺境地域を除くべし、概して禁止され、罂粟栽培は一時中断した(A. Hostie, *On the Trail of the Opium Poppy*, London, 1914, p. 243)°。しかし、禁令はすぐに破られ、一九二〇年前後より再びアヘンの生産が蔓延するに至る。この時期のアヘン生産には、アヘン生産の禁止を口実とした、軍閥による罰金税徴収への欲求が、事実上の罂粟栽培強制として機能するなどの一層複雑な問題が見られるが、この軍閥支配期のアヘン問題の考察は、これを後日に譲る。

(26) 四川省の諸地方志中、アヘンの生産に言及してゐるのは、それぞれの州県におけるアヘン生産の開始を咸豊末年(一八六一)・同治初年(一八六二)頃としてゐる。例えば、民国涪陵県統修『涪州志』、民国一七年(一九二八)排印本、卷七、風土志、習俗、に

自同治初元客粵者購罂粟籽種帰、如其法試之、利数倍。於是争趨如鶩、不三年罂粟遍野、甚至種及田畝。とある。

(27) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881, p. 40.

- (32) Baron von Richthofen, *Baron Richthofen's letters, 1870-1872, Shanghai, 1903*, p. 153; C.I.M.C., *Returns of Trade at the Treaty ports in China, 1876*, p. 112.
- (32) *Despatches from Sir A. Hosie forwarding reports respecting the opium question in China, 1911*, p. 18.
- (30) C.I.M.C., *Returns of Trade at the Treaty ports in China, 1876*, p. 112.
- (31) *Ibid.*, p. 112; I.U.P., *B.P.P., China, Vol. 14, Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 40.
- (32) I.U.P. *op. cit.*, p. 42.
- (33) 民国涪陵県統修『涪州志』卷七、風土志、習俗。なお、註(26)参照。
- (34) 光緒『蓬州志』光緒二十三年(一八九七)刊、利用篇第五。なお、銭荒とは、一般に銅錢流通の欠乏を言うが、ここでは小農民のもとにおける現金の欠乏であらう。
- (35) 光緒『広安州新志』光緒三十三年(一九〇七)修、民国九年(一九二〇)排印、民国一六年(一九二七)重印、本、卷三四、風俗志には、「佃戸佃耕、十或居七」とあり、また、光緒『江津県志』光緒元年(一八七五)序刊本、卷六、食貨志、土産に、「十分其農、而佃種者居其六」とある。ちなみに、自作農及び自小作農も、常に佃農に没落する契機を内在させた過渡的形態と考えられる(前掲光緒『広安州新志』卷二三、貨殖志、物類、穀米、参照)。
- (36) 前掲、久保田論文、二四九頁。
- (37) 前掲、久保田論文、二四八頁—二四九頁。
- (38) 民国『合川県志』、民国九年(一九二〇)排印、卷一七、農業、農田。  
写一百石、<sup>(17)</sup>獲一百石、十年不一遇也。常八十餘石九十石。
- (39) 前掲、久保田論文、二五二頁。
- (40) 鈴木中正『清朝中期史研究』一九五二年第一版、一九七一年燎原書房影印、七九—八三頁、によれば、明末清初の張獻忠の乱による四川の荒廢に対処して、康熙年間より招民開墾がおこなわれたが、乾隆年間には、すでに移住すべき土地は山間部にしかなく、しかも後来のものほど不利な条件のもとに小作しなければならなかったという。  
押租慣行の成立について、重田徳『清初における湖南の地主制について』(『和田博士古稀記念東洋史論叢』)、講談社、一九六一年。のち、重田徳『清代社会経済史研究』、岩波書店、一九七五年、に収録)は、佃戸による耕作の機會の相対的減少をその要因としている。また、草野靖氏も「旧中国の押租慣行」(『社会経済史学』四三卷五号、一九七七年二月)、三頁、において、押租慣行の成立のため

めには、一定程度の商品貨幣経済の発展と、それに加えて「佃農労働が相対的に供給過剰となつて佃農相互間に競争関係(競租競佃)が産れる」ことが必須の条件である、と述べられてゐる。

(41) G.J.L. Litton, *Report of a Journey to North Szechuan, Diplomatic and Consular Reports, Miscellaneous Series, No. 457, 1898, p. 9.*

(42) 前掲、草野論文、五頁。

(43) A.ヒスマドレー著、阿部知二訳『偉大なる道—朱徳の生涯とその時代—』上、岩波書店、一九六九年、四七一—四八頁。また、一九二〇年代の事例であるが、民国『長寿県志』、民国一七年(一九二八)石印本、巻四、人事部第一、生計、には、

其押金往出於借貸、又須付給利息。(以下、傍点は引用者)

とある。

(44) I.U.P., B.P.P., *China, Vol. 21, Report for the year 1897 on the Trade of Chungking, p. 125.*

(45) *Ibid.*

また、借金の実現の困難に関して、光緒『井研志』、光緒二十六年(一九〇〇)刊本、巻八、食貨四、土産、には、

自李藍擾蜀(一八五九—六一)以来、巨家皆空亡、百物

清末四川省におけるマヘシの商品生産 新村

踊貴、歲豐米常斗七八百、荒歉倍之。子錢家重出貸、其息什二、或百千称息五石四石、非有保任質田不得予。近歲失貢多滯、財益少、匱乏無所稱貸、而貧民益癯困。とある。百千錢につき五石・四石の息穀は、米一斗を七、八百文として換算しても、三〇〜四〇%の高利率である。

(46) 張肖梅編著『四川經濟參考資料』、中国國民經濟研究所、一九三九年、M五頁。

(47) 光緒『広安州新志』、巻一三、貨殖志、物類、穀米。富人坐擁倉箱、称雄鄉里。往往有積年陳穀、因循滯糶、一遇歉歲則倍利矣。其秋收田租、寄存佃家、次年春夏值昂上市。一議銀錢取兌、給票往取而已。

(48) 同右志、巻三四、風俗志、農夫之業、に、

年荒穀貴、佃耕者尤啼饑負租、藷・芋・蔬菜皆不果腹、退折佃錢、辭耕去矣。

とある。久保田文次氏は、前掲論文、二五二頁、において、「佃錢」を押租と考え、「退折佃錢」を「地主から押租をかえしてもらふ」と解釈されているが、「佃錢」は租錢であると考えるのが妥当であらう。なお、民国『遂寧県志』、民国一八年(一九二九)序刊本、巻七、実業、農業、地価、参照。

(49) 光緒『広安州新志』、巻五、田堰志、に、  
菽麥時冬、下農貧戶並頼小春、洵足補粒食之闕。

とあり、また、

貧佃秋收後、燥田為土、徧殖二豆三麥。

とある。なお、四川省では、一般に、裏作収入に地代収奪が及ばないことについては、I.U.P., B.P.F., China, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 40. 参照。

(50) 四川省の農民の常食としての甘藷の重要性を伝える史料は多い。光緒『井研志』、卷八、食貨四、土産に、

其雜糧充食、甘藷尤夥。其種賤易植。……貧戶倚為半歲之糧、歲視此為豐歉。此物豐、雖歉歲不為害。

とある。また、光緒『德陽縣志統編』、光緒三十一年（一九〇五）刊、卷一、地理志、物産、甘藷に、

東山種者尤多、一登市、米価為減。

とあり、更に、光緒『江津縣志』、卷六、食貨志、土産に、

同治辛未（一八七二）秋間、斗米価錢千七八百文。辛香荳大熟、米価漸減。而香荳亦売至十三四文錢一斤、各処來買運者亦不少。

とあって、安価な甘藷を購入して糧食とする者が多数おり、甘藷の市場への出回りが米価を引き下げたことが示されている。他方、咸豐『資陽縣志』、咸豐二〇年（一八六〇）刊本、卷七、食貨考、物産に、

薯蕷、……勤儉家藉以省米出糶。

とあり、米作農民が甘藷を食糧とすることにより、米を販売していたことが示されている。なお、清末の米作農民は、「勤儉の家」でなくとも、米を売り出し、安価な甘藷等を食糧とせざるを得ない状況に落ちこみつつあった。民国『中江縣志』、民国十九年（一九三〇）排印、卷二、輿地二、風俗、によれば、百年前には稻米を常食としていた農民も、今は、甘藷・芋・麥を主食とし、米は一年中全く口にしないという。

(51) A. スメドレー、前掲書、四七一—四八頁。

(52) *Report by Mr. F.S.A. Bourne of a Journey in South-Western China*, London, 1888, p. 2.

(53) Baron von Richthofen, *Baron Richthofen's letters, 1870-1872*, Shanghai, 1903, p. 167. また、民国『南充縣志』、民国十八年（一九二九）刊、卷二、物産志、農業、農田、参照。「山土」はまた「山地」とも呼ばれる。

(54) 民国重修『南川縣志』、民国二〇年（一九三一）排印、卷四、農業、佃租に、

山土為附帶品隨田者、向不搗租、惟專種則有之。而較田為輕（種土力艱於田而利不及）。前清時、赤貧之戶有錢五千十千賃山土一幅屋二三間、兼外出作工傭力、夫婦兒女三四口、即可終身過活。（）内は割注——引

用者)

とある。なお、この史料は、一九三〇年代のものであるが、史料中に「前清時」とあることから、清末の状況を示すものとして利用することが可能であろう。

(55) 一九三〇年代の史料であるが、張肖梅、前掲書、M一  
二頁、に、  
地係種田佃戸之配搭品、不易租佃。

とあり、また、民国『遂寧県志』、卷七、実業、農業、地  
価、に、

惟田一畝需錢六百餘銅、以有草山棉土附入故也。

とある。

(56) 民国重修『南川県志』、卷一四、叢談、南川社会状況、  
清代、に、

雇力人少、備值大低(勞備每日錢二十、婦女半之或四  
之一、且無雇者)。糶價稍昂、刮樹掘泥、餓季滿路。

とある。

(57) 民国『長寿県志』、卷五、人事部第二、循吏、趙維城。  
なお、趙維城は、宣統元年(一九〇九)に長寿県の知県と  
なり、罌粟栽培の禁止を励行したという。

(58) 同治『南溪県志』、同治一三年(一八七四)刊、卷三、  
風俗志、農事。

新籍之民、多臨河種地。種地者栽烟植蔗、力較逸於田

清末四川省におけるアヘンの商品生産 新村

而利或倍之。

(59) 民国『合川県志』、卷一七、農業、農田。

(60) 草野靖氏によれば、東三省、河北省、広西省などでは、  
先ず、肥沃な土地において競争関係の緊張が生じ、租銭前  
納制が成立したという(前掲、草野論文、三三四頁)。ま  
た、『中国経済年鑑』、上海商務印書館、一九三四年、G八  
五頁、参照。

(61) 同右書、G八六頁、G九一頁。

(62) 民国『蒼溪県志』、卷一〇、礼俗志、中、煙産癮民、  
に、

県境、清嘉道時、尚無種煙之民。自咸同以後、種者漸  
広、降及清末、凡嘉陵・宋江・滨河之地、幾占大半。

とある。また、一八八二年から八四年にかけて、四川・雲  
南・貴州を旅行したホーシーも、揚子江の河岸に広く罌粟  
栽培が展開しているのを目撃している(A. Hoise, *Three  
Years in Western China*, London, 1897, p. 12.)。

(63) 民国『長寿県志』、卷八、物産部、上、鴉片烟。

鴉片烟。従前種者頗獲厚利。農夫・土佃恃為終歲之糧。

右の史料の後文は、

今則国根株、且將淨尽、小民不知利害、猶有盜種。

と続くので、引用部分は罌粟栽培禁止以前の状況を示すも  
のとして、これを利用し得るであろう。なお、註(57)、参

照。また、史料中の「土佃」とは、「山土」のみを借耕する貧しい佃農とあり(張晋梅「前掲書」M四五頁)。

- (64) 民国重修『鄞都県志』民国十六年(一九二七)排印本、卷一四「人物志、循良、趙維城。なお、この史料を載せている記事は、一九一〇年に知県となった趙維城が觀粟栽培の絶滅を達成したことを称賛しているものであり、引用部分は絶滅以前の状況を示すものである。

(65) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 32.

(66) *Ibid.*, p. 31.

(67) A. Hosie, *Three Years in Western China*, London, 1897, p. 17.

(68) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 31.

(69) *Ibid.*, p. 31.

(70) 最も労力を必要とするマヘンの収穫期に雇農を使用するところが一般的であるとするなら、"cost of cultivation"には雇農の労賃も含まれると考えられる。しかし、本文中に述べたように、マヘンの収穫は、婦人・子供を中心とする家族労働力によるのが一般的であったから、労力費は現金支出としては本来ゼロである。また、イギリス官昌領事も、麦とマヘンとをその生産費用について比較して次のよ

うに述べられている。]

Against these advantages opium is subject to a rent, and requires, for profitable cultivation, plenty of manure; whereas wheat, where followed by a summer crop, pays little or no rent and gets in general no manure. (I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 31.)

(71) 註(6)と(7)参照。中略参照。

(72) I.U.P., B.P.P., China, Vol. 14, *Report on the Trade of Ichang for the year 1881*, p. 31.

Of late years, ... owners of land have become alive to the value to occupiers of the opium crop, and have stipulated for a share of it...

(73) *Ibid.*, p. 31.

Opium, then, is twice as valuable a crop to the farmer, where he is owner, as wheat, and, where he is occupier, the advantage will depend on his rent.

(74) C.I.M.C., *Decennial Reports, 1882-1891*, Vol. 1, Chungking, p. 84.

(75) *Report of the Delegates of Shanghai General*



*Chamber of Commerce on the Trade of the Upper Yang-tze River*, London, 1870, p. 21.

(76) C.I.M.C., *Decennial Reports, 1882-1891*, Vol. 1, Chungking, p. 86. また第一章 一八三頁、参照。

(77) *Ibid.*, p. 85. 他方、商人は、生アヘンの生産地買取り価格と市場販売価格との間に大きな差額を設定したと(表5ノC及び、註(16)を参照)により、また、市場販売価格の変動による損失を生産者に転嫁することによって、大きな利益を確保し得たと思われる。

(78) *Ibid.*, p. 84.

When the Opium has been gathered in, ... and their place is taken by Indian corn or sweet potatoes.

(79) 米の不作については、『光緒『鄭都県志』』巻一、輿地志、物産、粟粟、に、  
土氣宣泄、穀不堅好、無大旱澇、比歲不登。

とあり、雜糧を含む「糧食」の收穫減少については、『光緒『巫山県志』』光緒十九年(一八九三)刊、巻一五、風俗、に、次のように記してゐる。

粟粟竭尽地力、糧食減少、一遇凶歉、即難覓食。

(80) I.U.P., B.P.P., *China*, Vol. 21, *Report on the Trade of Chungking for the year 1898*, p. 7.

(81) 民国涪陵県統修『涪州志』』巻一八、食貨志、輸入品。

清末四川省におけるアヘンの商品生産 新村

なお、註(26)、参照。

(82) 註(47)参照。この史料中の富人地主は、秋租は市価に換算して貨幣形態で徴収しながらも、常に倉に米を貯蓄し上りを待っている。米価の賤い時に米を買ひ占め、屯積しておくの必要ないだろうか。また、G.J.L. Litton, *Report of a Journey to North Ssu-chuan*, Diplomatic and Consular Reports, Miscellaneous Series, No. 457, May, 1898, p. 9. 参照。

(83) 光緒『広安州新志』』巻一三、貨殖志、物類、穀米。

(84) ホージーによれば、一八八三年に瀘州の水夫は、アヘン生産の展開以来、麦の価格が高騰してゐる事態を嘆つたといふ。(Report by Mr. Hostie of a Journey through the province of Ssu-chuan, Yunnan, and Kweichow, June 14, 1883, pp. 300-301.)

(85) I.U.P., B.P.P., *China*, Vol. 21, *Report on the Trade of Chungking for the year 1898*, p. 7.

(86) 光緒『墊江県志』』光緒二十六年(一九〇〇)刊本、巻三、食貨志六、物産、粟粟、に、  
細民祇計目前、往往棄菽麥而種之。獲利雖豊、一遇荒欠、即有鮮飽之虞。

とある。また、民国重修『南川県志』』巻一四、叢談、南川社会状況、清代、に、

糶佃稍昂、刮樹掘泥、餓李滿路。

とある。

(87) G.J.L. Litton, *Report of a Journey to North Ssu-chuan, Diplomatic and Consular Reports, Miscellaneous Series, No. 457, May, 1898, pp. 8-9.*

(88) *Ibid.*, p. 9. なお、この二つ以外の要因として述べられていているものは、(1) 錢貨不足による錢価高騰、(2) 政府経営の穀倉における不正行為、である。

(89) 張肖梅、前掲書(一九三九年)、M六頁によれば、当時の涪陵県(清代の涪州)においては、罌粟栽培地は「鴉片地」と呼ばれ、高額銀租(アヘン重量百兩の收穫のある土地につき銀租十元)が課せられていた。一八八一年前後における罌粟栽培に対する佃租の出現を契機に、地主が罌粟を裏作としてよりも、むしろ主作物として把握する傾向が生まれ、更には、罌粟栽培地における高額租の定着をもたらし、その結果、借地農民に罌粟の作付けを事実上強制するに至ったと考えられる。

(90) 民国重修『南川県志』、卷四、雜捐、鴉片罰金。

佃農貧瘠、青黃不接、非藉種煙活動、即除貸無門。

(91) 民国重修『南川県志』、卷四、叢談、南川社会状況、清代。

窮佃歲入不敷、向多穀翁、重息借貸。負債終身、如荷

桎梏。

(92) リットンによれば、一八九八年当時、佃農は、地代分と食糧分の米を作るに足りるだけの水田を残し、他の水田は畑地に変え、罌粟を植えていた(G.J.L. Litton, *Report of a Journey to North Ssu-chuan, Diplomatic and Consular Reports, Miscellaneous Series, No. 457, May 1898, p. 9.*)というが、自己の経営内に自家飯米のための水田を借地する余裕のない貧佃は、最低限、地代分の米を作るだけの水田を残し、他は、畑作によるアヘンの生産と、その收穫後に植える甘藷・玉蜀黍等の生産とに依存して、再生産を謀ったであろう。

また、註(50)に述べたように、民国『中江県志』、卷二、輿地二、風俗、によれば、中江県においては、百年前(一八三〇年頃)には農民は稻米を常食としていたが、今は甘藷・芋・麦しか口にしないという。なお、中江県は清末にアヘンの生産が盛んであった(民国『中江県志』、卷二、輿地二、物産、罌粟花、参照)。

(93) 民国『巴県志』、民国二八年(一九三九)刊、民国五六年(一九六七)景印、卷二、農別、不耕佃農。また、『中国経済年鑑』、上海商務印書館、一九三四年、G九〇頁、に引用されている四川省合江県、合川県の「莊田法」参照。

(94) 同右二書。なお、前掲、草野論文、一五—二一頁參

照。

(95) 註(45)、参照。

(96) 地主に支払うべき佃租は、又小作農が地主に直接支払ったのか、或いは「大佃戸」に支払い、「大佃戸」を通じて地主に支払われたのか、いずれであるかについては明らかでない。

(97) 民国『巴県志』、卷一一、農別、不佃耕農。

其待遇佃農、又視地主為更酷。

なお、この史料は、「不耕佃農」、即ち「大佃戸」のもとで耕作を担当する直接生産者農民を、なおも「佃農」と呼んでいる。この事實は、地方志史料中に「佃農」と呼ばれている直接生産者農民の中には、「大佃戸」の又小作農も含まれていることを示していると考えられる。